

会議録

会議の名称	令和8年度第2回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会
開催日時	令和8年6月29日（月）午後2時30分から4時30分まで
開催場所	田無第二庁舎5階会議室
出席者	【委員】長沼座長、平林委員、村田委員、菅野委員、中島委員、澤井委員、影山委員、小巻委員、鈴木教育指導課長、高野教育部統括指導主事 欠席：前田副座長、佐伯委員 【事務局】山崎教育部主幹（教育指導課）、坂本教育指導課特別支援教育係長、織本教育指導課特別支援教育係主事 【傍聴人】1人
議題	議題1 第1回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会会議録（案）について 議題2 第1回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会の質問と回答 議題3 西東京市特別支援教育推進計画施策体系（案）について 議題4 西東京市特別支援教育推進計画施策・事業の展開（案）について
会議資料の名称	資料1 第1回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会の質問と回答 資料2 西東京市特別支援教育推進計画施策体系（案） 資料3 西東京市特別支援教育推進計画施策・事業の展開（案） 参考資料 西東京市特別支援教育推進計画策定のためのアンケート調査報告書（案）
記録方法	☐ 全文記録 ☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☒ 会議内容の要点記録
会議内容	
議題1 第1回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会会議録（案）について ○事務局 （「第1回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会会議録（案）」に基づいて説明。） 承認いただいたので、（案）を外し、会議録として確定させる。 ○委員 第1回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会で視聴した動画について1点懸念がある。障害者が普通に生活しているだけで、健常者に「すごい」と称賛される現象について問題提起がされている。特別支援教育の歴史として、「障害者は何もできない、保護する存在」という考えから始まっている背景はあるが、根本的に見直すべきである。 本計画でも、特別支援を取り巻く環境についてのみ検討するのではなく、通常学級にあるバリアを調査して変えていくことも重要だと考える。 ○座長 国で「特別支援教育コーディネーター」と呼称している教員を、西東京市では「教育支援コーディネーター」としている理由として、障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちを教育の対象と捉えているためだと伺った。本計画でも、障害のある児童・生徒だけではなく、すべての子どもたちを対象として捉えていく。 議題2 第1回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会の質問と回答 ○事務局 （資料1「第1回西東京市特別支援教育推進計画策定懇談会の質問と回答」に基づいて説明。） ○委員 難聴の児童・生徒を対象として、他自治体ではFM補聴システムを導入し、教員の声を児童・生	

徒の補聴器にダイレクトに届けられる環境を整備している。西東京市での導入状況や要望について、調査の上、検討してもらいたい。また、エレベーターの設置状況についても調査結果を基に、要望を出していつてもらいたい。

○事務局

西東京市には難聴学級の設置はない。また、入出力支援装置の選択肢として教員の声を児童・生徒に届けられる機器が含まれていたが、希望者は0人だったため、導入予定はない。

○座長

ICT化が進み、教員の話したことが生徒の端末に文字として表示される機器を使用した経験がある。ICT機器はどんどん進化しているため、教育委員会や学校から児童・生徒へ選択肢として提案できるとよい。資料1の調査結果を見ると、エレベーターと誰でもトイレの設置が、小学校では整備が進んでいないことがわかるが、今後の整備計画について知りたい。

○事務局

エレベーターについては、現存の校舎に設置することは難しいと担当部署より回答を得ている。今後、建替えを行う際には、設置について検討する。

○委員

弱視のように、難聴の基準・定義はあるのか？

○事務局

両耳で聞き取れるヘルツ数等によって基準が定められている。児童・生徒の健康状態調査のために東京都が設けた基準に則っている。

議題3 西東京市特別支援教育推進計画施策体系（案）について

○事務局

（資料2「西東京市特別支援教育推進計画施策体系（案）」に基づいて、前回からの変更点について説明。）

基本方針1の主体は学校、基本方針2の主体は教育委員会として改めて分類分けをした。
基本方針2-3「個に応じた教育内容の充実」を基本方針1-3へ移した。
基本方針1-3「多様なニーズに応じた教育の推進」を基本方針2-3へ移した。

基本方針2-1「(1)特別支援学級の充実」⇒「特別支援学級の環境整備の充実」

基本方針2-2「(2)特別支援教室拠点校の充実」⇒「特別支援教室の環境整備の充実」と変更した。

基本方針2-1にあった「教育支援システムの活用の推進」という項目は、教育支援システムを活用して、何を推進するのかという目的の方が重要であるという意見を基に、他の項目へ含めることとした。

基本方針2-3にあった「日本語適応指導」という項目は、本計画は教育支援計画ではなく、特別支援教育推進計画であることから対象外として削除した。

○座長

基本方針2-2「校内支援体制の人的環境整備」とあるが、(1)学校生活支援員・(2)通常学級介助員・(3)特別支援学級介助員のそれぞれの役割について補足説明してもらいたい。

○事務局

学校生活支援員は、全校に1名ずつ配置をしており、支援対象は全学年となるが、学校長の判断で臨機応変に入るクラス等を決めている。

通常学級介助員は、児童・生徒個人ごとに配置されている。学期ごとに保護者から申請があ

り、通常学級介助員配置決定会議にて配置が適切と判断された児童・生徒を支援対象としている。児童・生徒の障害の種別によって配置時数が異なる。

特別支援学級介助員は、特別支援学級のクラス数に応じて各校に配置しており、支援対象は特別支援学級全体となる。

○座長

それぞれの役割が異なることが理解できた。

○委員

基本方針2-1「特別支援教育の施設・設備の整備」とあるが、通常学級に存在するバリアを特定し、環境整備を充実させるための調査が必要だと思う。特別支援学級・特別支援教室と並べて「通常学級のバリアの特定と環境整備の充実」の項目を1つ追加する必要があるのではないか。

○座長

通常学級における基礎的環境整備が必要であるというご意見だった。

○委員

今後整理して考えていくべき点として、基本方針2-3(2)「インクルーシブ教育の充実」という項目があり、基礎的環境整備の内容が含まれている。委員からの「通常学級のバリアの特定」というご意見を受け、より具体的に考えていく必要があると感じた。

○座長

基本方針2-3(2)「インクルーシブ教育の充実」というテーマは大きいので、方針の柱立ての右端に置くのではなく、左に寄せることで、より具体的に検討できるのではないかと感じた。

○委員

基本方針2-3「多様なニーズに応じた教育の推進」もより根源的な部分にあたると感じている。多様なニーズには、日本語適応指導やLGBT、不登校といった内容も含んだ立て付けで文科省は捉えている。特別支援教育とは、通常学級における環境整備が十分でない時に必要になる。そのため、基本方針2-1「特別支援教育の施設・設備の整備」という文言を「地域の学校の～」として、(1)～(3)に通常学級・特別支援学級・特別支援教室という項目を並べるとよいのではないかと感じた。

○座長

事務局の説明から、基本方針2-3「個に応じた教育内容の充実」を基本方針1-3へ、基本方針1-3「多様なニーズに応じた教育の推進」を基本方針2-3へ入れ替えたことがわかった。また、「日本語適応指導」の項目を削除した旨についても説明があったが、委員の意見では今一度削除された項目にも立ち返って検討してみてもとの意見として承った。特に、「インクルーシブ教育」という文言は右端に置くべき言葉ではないと感じた。また、「多様なニーズ」には日本語が不自由であったり、LGBT等の障害を伴わない内容も含まれているという捉え方から、本計画の項目から削除してよいのか。国の計画でも、特別支援教育＝障害のある児童・生徒のための教育であるとは定めていない。障害認定を受けていない子どもたちも支援対象に含めるか否かについてしっかりと押さえる必要があると感じた。施策体系は本計画の柱となるものなので、現場の感覚も聴きたい。

○委員

世の中から多様なニーズへの対応を求められていることを感じる。「インクルーシブ教育の充実」の項目は左に移動させた方がよいと考える。多岐にわたるニーズを包摂できるような文言に変更することも案として挙げられる。

○事務局

西東京市の方針としては、特別支援学級・特別支援教室だけではなく、通常学級に在籍する児童・生徒にも必要な支援を届けるという点について間違いないため、文言については検討したい。日本語適応指導については、改めて庁内検討委員会で検討する。

○座長

今後の検討事項として、次の点が挙がった。

①特別支援学級・特別支援教室だけではなく、通常学級における環境整備についても本計画に含めるか

②基本方針2-3(2)「インクルーシブ教育の充実」の階層の位置

③基本方針2-3「多様なニーズに応じた教育の推進」の対象を、障害を持つ児童・生徒以外にも含めるとしたら、どのような内容を取り出すべきか

こちらについては引き続きの検討事項とする。

基本方針3-1「切れ目のない支援体制の充実」について、具体的な課題・対策等のご意見はあるか。

○委員

小学校と保育園が連携し、就学前の子どもたちの不安を取り除くために橋渡しとなるカリキュラムについて、今年度から動き出している。カリキュラムとして確立するまでの間にも、数年前から実施している1年生と年長児の交流や学校見学等の小さな連携や、児童要録による引継ぎを今後も行っていく。

議題4 西東京市特別支援教育推進計画施策・事業の展開（案）について

○事務局

（資料3「西東京市特別支援教育推進計画施策・事業の展開（案）」に基づいて説明。）

○座長

基本方針1-1について、校内支援体制のキーマンが教育支援コーディネーターであるため、資質能力の向上が掲げられていることがわかる。現状として、教育支援コーディネーターにはどのような教員が充てられているのか。学校の事情によって様々な選定理由があると思うが、傾向を知りたい。

○事務局

校長が信頼のおける教員を選定していると聞いている。養護教諭が務めるケースもある。

○委員

現任校では中堅の主任教諭を充てており、前任校では各学年に1名ずつ配置していた。支援に必要な児童・生徒は年々増加しているため、最も若手でも5年以上の経験を持ち、力のある者を選定していた。また、専門性の高い主幹教諭を充てるケースもあった。

○座長

学校によって教育支援コーディネーターに求める資質は異なると思うが、各校の現状を把握の上、ニーズに応じた資質・能力向上に努めてもらいたい。

○委員

令和9年度～11年度の年次計画に「実施」や「検討」という文言があるが、座長の話を受けて、基本方針1-1-1の年次計画には「調査・実施」という文言が必要かと思った。

○座長

教育支援コーディネーターに向けた研修会等はすでに毎年実施していると聞いているが、どうか。

○事務局

実施している。教育支援コーディネーター連絡会にてアンケートを実施し、希望テーマに沿った研修内容にしている。

○座長

引き続き「実施」する中で、各校のニーズや現状を把握しながら、教育支援コーディネーターの資質向上のために教育委員会はサポートをしていくという考え方でよいか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

校長から任命された教員が教育支援コーディネーターを務めている以上、自身の資質に対して限界を感じていた場合、アンケートで資質向上のための研修テーマ等の要望を出せる立場にないのではないか。

任命する者（管理職・校長）にどのような人材を教育支援コーディネーターに充てるべきかよく理解させないと、任命された教育支援コーディネーターに対する研修を充実させたとしても、資質能力における改善の幅は小さいのではないか。

○座長

学校によっては複数名教育支援コーディネーターを配置し、チームとして動いているところもあるとのことだが、そのような体制の構築が難しい学校もある。毎年同じテーマの悉皆研修とするのではなく、テーマについて追求していく必要があると思う。

○委員

基本方針1-1(2)「個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実」について、我が子は毎年書いてもらっている。先生に細かく丁寧に記載いただいております、大きな負担になっているのではないかと感じている。さらにこれらの資料の作成対象者を拡げていくと、教員の負担が甚大ではないかと考える。

○座長

教員の負担はたしかに大きい、負担であることを理由に記載しない訳にはいかない。

○委員

基本方針1-1(3)「教育委員会から学校への専門家派遣」について、「読み書き」についての支援の記載がない。「発音・話し方調べ」と同様に、言語聴覚士や心理士を派遣して「読み方・書き方調べ」のような仕組みがあってもよい。渋谷区の取り組みが例として挙げられる。基本方針2-2にも関わってくるが、通常学級の子どもたちの実態把握が重要である。

○座長

「発音・話し方調べ」が丁寧に行われている状況に対し、「読み・書き」の支援についても検討していく。学習障害やグレーゾーンと呼ばれる境界知能の児童・生徒への学習の基礎となる「読み・書き」の支援は必要である。

○委員

基本方針2-1(1)「通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を網羅する研修の充実」の＜対応＞に「理解啓発研修」とあるが、障害の特性を理解することではなく、国際標準となっている「障害の社会モデル」に関する内容を盛り込むことにより、国際的動向を捉えているアピールにもなると考える。

○座長

「理解啓発研修」をより具体的にし、「障害の社会モデル」・「ＩＣＦ（国際生活機能分類）」から児童・生徒にあった支援を考えていくというご意見であった。本計画でどこまで専門的な内容を盛り込むかは別として、「理解啓発研修」においてどのような内容を教員は学んでいくべきかについてのご意見を伺った。

○委員

基本方針1-2(1)「通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を網羅する研修の充実」の＜対応＞に「市立小・中学校教員を対象とした」とあるが、幼稚園教諭も対象としてもらいたい。支援を要する園児に対する理解を深めることで解決できる問題も多くあると感じている。

○座長

基本方針1-2(2)「特別支援学級、特別支援教室における指導・内容の充実」において、特別支援学級担任の資質について伺いたい。市区町村によっては、非常勤講師が担任をしているケースもあると聞く。西東京市では教員の確保や配置に課題はあるか。

○委員

特別支援学級の教員確保としては、現在欠員は生じていないものの、新規採用者等の若手教員の占める割合が大きい。そのため、授業の力と、支援を要する児童・生徒を理解するための力が必要である。特別支援学級教員・特別支援教室教員を対象として授業研究を中心とした研修を実施し、教員の資質のボトムアップを図っている。

○座長

基本方針1-3「個に応じた教育実践の充実」に関するご意見をいただきたい。

○委員

「個に応じた」とあるが、共同学習・交流学习等、「集団の中での配慮」に特化した内容になっており、支援が必要な児童・生徒の個にフォーカスしていないと感じる。

○座長

障害の有無に関わらず「個別最適化の教育」を行うよう国は以前から提唱している。また、基本方針1-3(1)「合理的配慮の適切な提供」を個に対して行うことは当然ではあるが重要な点であると思ったため、基本方針1-3「個に応じた教育実践の充実」の階層に位置づけられていることを違和感なく受け入れられた。

また、共同・交流学习についても「集団の中で学ぶ」ことを指し、すべての子どもたちが学びを深められる場でもあるため、「個に応じた教育実践の充実」と捉えることもできるのではないかな。

○委員

基本方針1-3(3)「個に応じた教育実践の充実」の項目を、基本方針2-3「インクルーシブ教育の充実」に変更するということか。また、基本方針1-3(3)「特別支援学級における進路指導」は基本方針2に入れるのか。

○座長

資料2の施策体系に立ち返って再度検討したい。

○事務局

基本方針1の主体は学校、基本方針2の主体は教育委員会としているので、基本方針1-3(3)「特別支援学級における進路指導の充実」は学校主体で取り組むことになるため、基本方針1に入れている。

○委員

基本方針1と2の違いがよくわからない。

○事務局

基本方針1は、学校主体で学校内において取り組む内容とし、基本方針2は教育委員会が主体となって取り組む内容として大まかに分類している。

○委員

(資料2)の施策体系に、事務局の考える分類について記載してもらった方がわかりやすい。また、進路指導の就学先の記載に違和感がある。都立特別支援学校だけではなく、普通高校・チャレンジスクールや単位制高校等からも情報提供してもらわないと、特別支援学校以外の選択肢がないといった誤解を招く。高校における通級や合理的配慮に関する情報もセットで進路指導に含めてほしい。

○委員

通常学級の教員に向けて、個別の教育支援計画の引継ぎを依頼している。また、高校における通級制度や合理的配慮に関する情報を提供する等、特別支援学級・通常学級どちらの教員も児童・生徒の多様な進路について情報を持てるようにしている。

○委員

基本方針1-3(2)「特別支援学級における交流及び共同学習の推進」という文言を、「通常学級における多様性の理解」等に変更した方がしっくりくる。通常学級に在籍する子どもも多様であり、特別支援学級に在籍している児童・生徒は特別な子どもではない。特別支援学級を、困った時に相談できる場所と思ってほしい。誇れない場所として捉えてほしくない。

○委員

特別支援学級における交流及び共同学習は「〇〇の科目だったら通常学級に参加できる」といったように「個に応じて適切な学びを提供していく場」という考え方なので、委員の「通常学級における多様性の理解」とは見る角度が異なっているように感じる。委員のご意見はどこかに入れていくべき内容であると感じた。

○座長

共同学習の主体者は、特別支援学級在籍者となることを示すのは、具体的にあって分かりやすい。共同学習は、特別支援学級・通常学級どちらに在籍する児童・生徒にとっても深い学びを提供しあうことである点について加筆してもらえれば、項目の場所の変更はしなくてもよいと感じた。

また、「インクルーシブ教育」という文言をどこに置くべきか。基本方針1-3の位置に移動か。基本方針2-3(2)「インクルーシブ教育の充実」という文言を基本方針2-3「多様なニーズに応じた教育の推進」と入れ替えるか等の案が考えられる

○委員

(資料3)18頁に「インクルーシブ教育システムの充実」という文言があるが、(資料2)から「システム」という文言が抜けている。また、「システム」についてどのように捉えているのか。

○委員

「インクルーシブ教育」とすると、包摂する対象の幅が広すぎると考えている。

○委員

国際社会における「インクルーシブ教育」と、文部科学省が掲げる「インクルーシブ教育システム」の定義が異なっている。

○座長

「インクルーシブ教育システム」としておいた方が、具体的な内容を示すことができる。

○委員

具体的に示すために、語注で定義についても確認できるようにしている。

○委員

国際社会における「インクルーシブ教育」と、文部科学省が掲げる「インクルーシブ教育システム」の定義は、真反対である。「インクルーシブ教育システム」は、特別支援学級と通常学級を分離する教育を充実させる方向に舵を切っているように見える。

○座長

大変難しい問題だが、学校教育の中で「インクルーシブ教育」と言い切ることは自治体にとって大きな負担になる。「インクルーシブ教育システム」の充実を目指すのであれば、現状の位置でよいと考える。

○委員

庁内で再検討する必要があると感じた。

○座長

<対応>欄にある「基礎的環境整備」と「条件整備」という文言の使い分けについて教えてもらいたい。

○事務局

「基礎的環境整備」とは、エレベーター等のハード面を指す。「条件整備」とは、合理的配慮やユニバーサルデザイン等のソフト面を指す。

○座長

重要な使い分けであるため、用語として確認が必要だと感じた。続いて基本方針3について検討する。

○委員

基本方針3-1(2)「関係機関との連携」に「児童発達センターひいらぎ」通所者についての記述があるが、途中からに特別支援教育につながる子どももいるため、ひいらぎ通所者以外についても深堀してもらいたい。

また、基本方針3-1(3)「中学校卒業後の学校及び関係機関との連携」とあるが、都立高校・私立高校との連携はどの程度可能なのか、疑問に感じた。

情緒学級から知的学級に移動する際の連携についても、深堀してもらいたい。

○委員

基本方針3-2(1)「副籍制度の推進」において、副籍制度を利用したことにより、特別支援学校から特別支援学級に転学したケースもあるため、多様な学びの場を経験させたい。就学相談の場で見学・体験の場につなげられるとよい。

また、地域の子どもたちと特別支援学校在籍児童・生徒が共に学べることは大きな意義がある一方、交流のための保護者負担が大きい。交流のための保護者の負担を軽減できるとよい。

○事務局

今回頂戴したご意見を受け止めた上で、本計画に記載ができる内容・できない内容がある点についてご承知おきいただきたい。次回は計画の素案の説明を予定をしている。本日の懇談会に関するご意見があれば、メール等で事務局までお知らせいただくとありがたい。

○座長

今回の検討時間が短くなってしまった基本方針３から次回は議論を始める等して、今後の会議の進め方を工夫していきたい。

○事務局

次回の会議は８月３日（月）を予定している。開催通知は後日発出させていただく。

本日の議事要旨は、後日メールで送付させていただき、委員確認後の第３回懇談会にて了承を得て、公開とさせていただく。

<閉会>